

Information 子育て家庭課

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。

児童虐待は社会全体でかかり、解決していくべき問題です。

児童虐待による死亡事例は年間70件*を超えています。単純計算すると…**5日間に1人**の子どもが命を落としていることになります

*子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)

児童虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に対して暴力をふるう(面前DV) など



児童相談所 虐待対応ダイヤル **189** 通話料無料

※一部のIP電話からはつながりません

児童相談所 相談専用ダイヤル **0120-189-783** 通話料無料

Information 子育て家庭課

女性に対する暴力 相談窓口

あなたの望まない性的な行為は、**性暴力**です。迷わずに下記までご相談を。

● 配偶者からの暴力(DV)についての相談	● 全国の配偶者暴力相談支援センター ● 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
● 性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	● 性犯罪被害相談電話《#8103(ハートさん)》
● いわゆるAV出演強要問題・「JKビジネス」問題等についての相談	● 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 ● 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、性暴力SNS相談 Cure time
● 売春強要などについての相談	● 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 ● 各都道府県の婦人相談所
● 人身取引に係る被害についての相談	● 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 ● 全国の地方出入国在留管理局、同支局又は出張所 ● 各都道府県の婦人相談所
● 職場におけるセクシュアルハラスメントについての相談	● 各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
● つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談	● 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 ● 各都道府県の婦人相談所 ● 各都道府県の男女共同参画センター
● 上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談	● 全国の法務局、地方法務局及びその支局の人権相談窓口



パープルリボンが女性に対する暴力根絶のシンボルマークです。

内閣府 性暴力対策 検索

性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず、相談してください。

電話で相談 **#8891**

内閣府 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター はやくワンストップ

SNSで相談 **#8103**

警察庁 性犯罪被害相談電話 ハートさん

内閣府 性暴力に関するSNS相談「Cure time」(キュアタイム)

ひろのどこでもe-Booksをご存知ですか？

広野町が発行している「広報ひろの」や「広野町ガイドブック」、「議会だより」、「東日本大震災の記録」などをパソコンやタブレット端末で見ることができます。



「ひろのどこでもe-Books」を検索

広野町ホームページで情報をいち早くお伝えします！

広野町から「お知らせ」や「まちの話題」、「イベント」などの情報をいち早くお伝えしています。ぜひご確認ください。



「広野町」を検索

Information 健康福祉課

令和4年度入校 陸上自衛隊高等工科学校生徒採用案内

自衛隊福島地方協力本部では、次のとおり学生を募集します。

募集項目	陸上自衛隊高等工科学校生徒
応募資格	令和4年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子(中学校卒業または中等教育学校の前期課程修了者)(令和4年3月中学校卒業または中等教育学校の前期課程修了見込みの者を含む。)
募集人員	約260名
受付期間	令和3年11月1日(月)～令和4年1月14日(金)(締切日必着)
試験期日	第1次試験：令和4年1月22日(土)または23日(日)のいずれか指定された日 第2次試験：令和4年2月3日(木)から2月6日(日)までの間の指定する1日
受験会場	第1次試験：南相馬市 第2次試験：陸上自衛隊郡山駐屯地
試験内容	(1) 第1次試験科目：筆記試験・作文(500字程度)(国語、社会、数学、理科、英語) ※形式：択一式(マークシート)(中学校卒業程度) (2) 第2次試験：口述試験(個別面接)および身体検査
合格発表時期	・第1次試験：令和4年1月28日(金) ・最終合格者発表：令和4年2月17日(木)
着校時期	令和4年4月上旬
受験案内	自衛隊相双地域事務所配布しています。

● 申込み・問合せ 自衛隊福島地方協力本部 相双地域事務所
〒975-0033 南相馬市原町区高見町1丁目142-2 ☎・FAX0244-23-4712

Information 町民税務課

「特設人権相談所」を開設します

皆さんの毎日の生活の中で、次のような『人権問題』でのお悩みはありませんか？

- DV、離婚や扶養、相続など、家庭内で問題が起こった
- 家主や地主から一方的に立ち退きを求められている
- 体罰や「いじめ」を受けた
- 不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた
- 高齢者虐待、児童虐待、障がい者虐待が発生している
- セクハラ・パワハラを受けている
- 変なうわさをたてられ、名誉や信用を失った
- 近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている



福島地方法務局および福島県人権擁護委員連合会では、12月6日から10日までを「人権週間」とし、当該週間を中心に啓発活動および相談活動を行います。つきましては下記日程により特設人権相談所を開設いたしますのでお気軽にご相談ください。相談は無料で、内容についての秘密は厳守されます。

特設人権相談所

- 開設日 令和3年12月7日(火)
- 場所 広野町役場3階 301会議室
- 時間 午前10時～午後3時

また、人権週間に限らず、電話相談を実施しております。相談は、人権擁護委員および法務局職員が対応しますので、右記のダイヤルにお気軽にご相談ください。

インターネット人権相談
<http://www.jinken.go.jp/>
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共有)
※受付時間：24時間



- みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- 子どもの人権110番 ☎0120-007-110
- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
(相談時間：年末年始を除く平日、午前8時30分～午後5時15分)

問 福島地方法務局人権擁護課
☎024-534-1994
広野町 町民税務課
☎0240-27-4160

